

第4期(平成28~32年度)  
宮崎県庁地球温暖化対策実行計画

平成28年3月

宮崎県

# 目 次

<b>総論</b> .....	<b>1</b>
1 趣旨	
2 対象	
3 期間	
4 現状	
<b>目標</b> .....	<b>4</b>
1 温室効果ガス排出量の削減目標	
<b>取組内容</b> .....	<b>5</b>
1 省エネルギーの推進	
2 省資源の推進	
3 再生可能エネルギー等の導入	
4 適応策の実施	
5 県民・事業者等への協力要請	
<b>計画の推進</b> .....	<b>7</b>
1 推進体制	
2 研修	
3 点検・公表	
4 その他	

# 総論

## 1 趣旨

地球温暖化は人類の生存基盤に関わる問題であるとともに、県民の日常生活や一般の事業活動に深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、しかも過去に例を見ないスピードで進行していることから、その防止に向けて早急に対策を推進することが求められている。

我が国においては、COP21の開催に向けて、2015（平成27）年7月17日に、温室効果ガス排出量を2030（平成42）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減するという新たな目標を決定した。

また、宮崎県では2016（平成28）年3月改定の「宮崎県環境計画」において、温室効果ガス排出量を、国と同様に、2030（平成42）年度までに2013（平成25）年度比で26%削減するという目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしている。

この目標を達成するためには、環境保全施策を推進する主体であると同時に、大規模な消費者・事業者でもある県庁が、率先して温室効果ガスの排出量削減に取り組み、県民や事業者、市町村等の環境保全活動を誘発することが重要である。

そこで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3に基づき策定が義務付けられた地方公共団体実行計画（事務事業編）として「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」を策定し、県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガスの排出量削減に一層取り組むこととする。

なお、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の電力需給の逼迫を受け、省エネルギー対策の一層の強化が求められていることから、本計画においても省エネルギー対策を中心とした地球温暖化対策に取り組むものとする。

## 2 対象

### (1) 対象機関

本計画の対象機関は、知事部局、県教育委員会（県立学校を含む）、県警察本部（警察署を含む）、企業局、病院局（県立病院を含む）、県議会事務局、各種委員会とする。

### (2) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項の定めるところにより、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素とする。

## 3 期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、数値目標の基準年度は平成25年度とする。

## 4 現状

宮崎県庁では、2000（平成12）年10月に策定した「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」に基づき、2006（平成18）年、2011（平成23）年に改定を行い、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。

特に、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災発生以降、冷暖房の運転により電力使用量が増加する夏季と冬季の一定期間において、自動ドア使用の自粛や階段利用の励行、一斉消灯強化期間の設定など、省エネルギー対策の強化に努めてきた。

しかし、原子力発電所の運転停止により火力発電の発電量が大幅に増加していることに伴う、二酸化炭素排出係数の上昇の影響は大きく、宮崎県庁での電力の使用量は減少傾向にあるにも関わらず、温室効果ガス排出量の削減が困難な状況にある（図1参照）。

なお、県庁の事務・事業から排出される温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であり、中でも電気の使用に伴って発生する二酸化炭素が約7割を占めているため、引き続き一層の省エネルギーに取り組む必要がある（図2参照）。

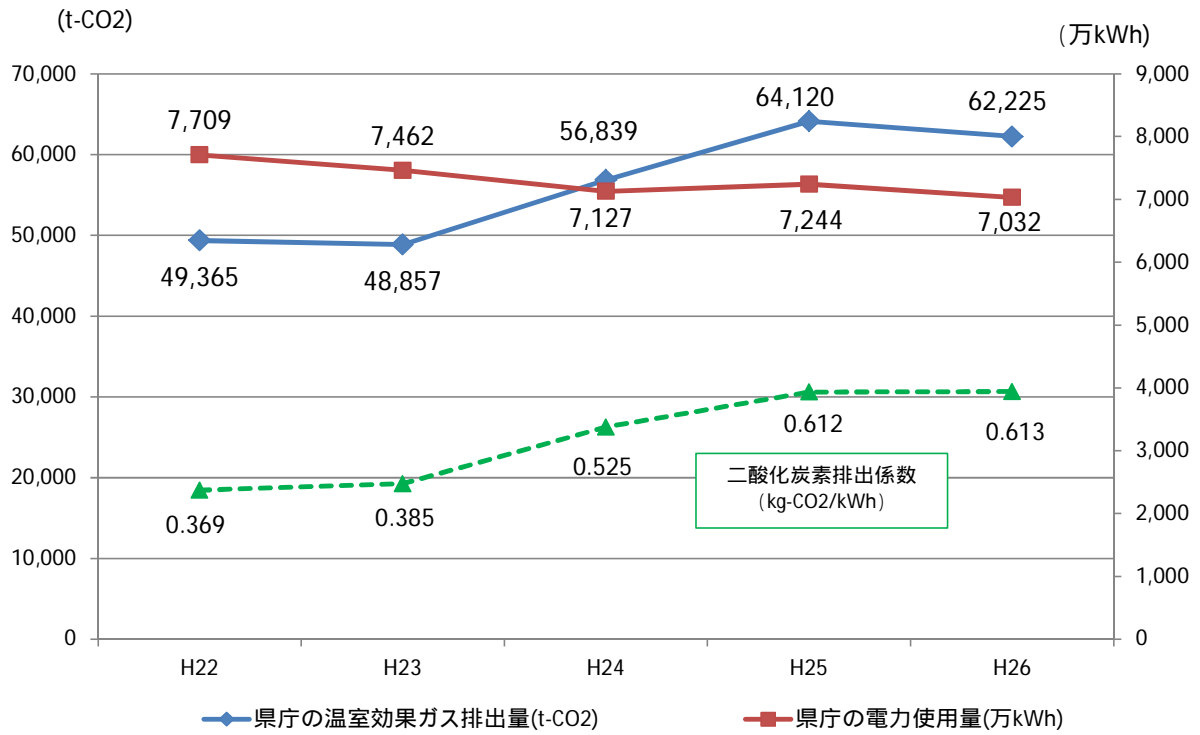


図 1 県庁の温室効果ガス排出量及び電力使用量の推移

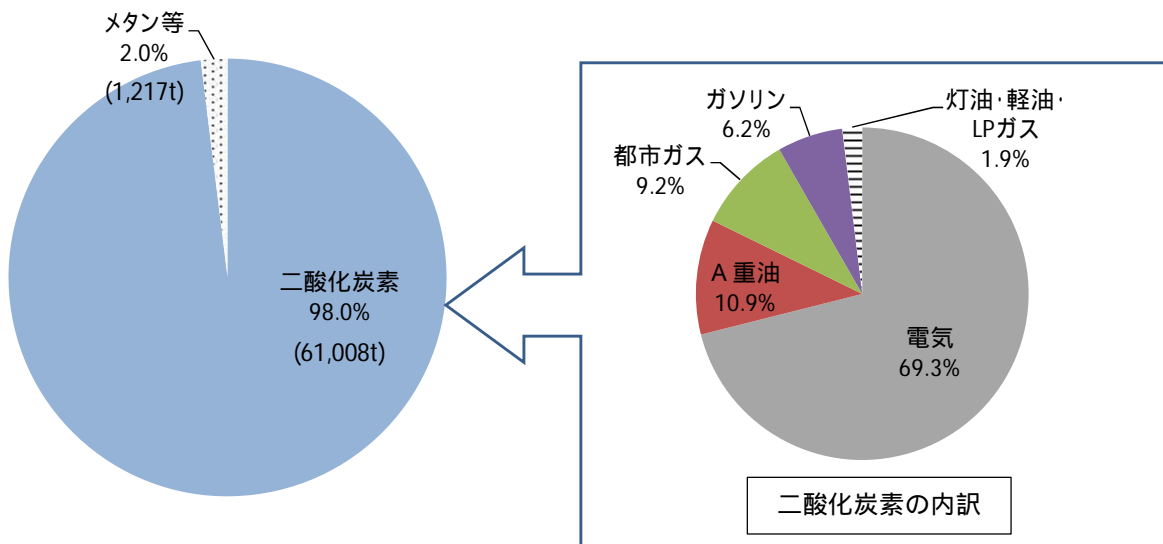


図 2 県庁の温室効果ガスの内訳（平成 26 年度）

# 目標

## 1 温室効果ガス排出量の削減目標

県庁の事務・事業によって生じる温室効果ガス排出量の削減目標を、2030（平成42）年度までに2013（平成25）年度の排出量に比べ39.8%削減と設定し、この目標を達成するため、本計画の終期である2020（平成32）年度までに温室効果ガス排出量を10,508 t-CO<sub>2</sub>（平成25年度比16.4%）削減する。<sup>( )</sup>

国は、新たな温室効果ガス削減目標として、2030（平成42）年度までに、2013（平成25）年度の排出量に比べ26%削減を掲げるとともに、部門別の内訳を設定しており、業務部門は同年度比で39.8%削減することとした。

従って、業務部門である県庁においても、国の目標を踏まえ、同様の削減目標を設定した。

なお、「宮崎県環境計画」においても、国の目標を踏まえ、同様の削減目標を設定したところである。

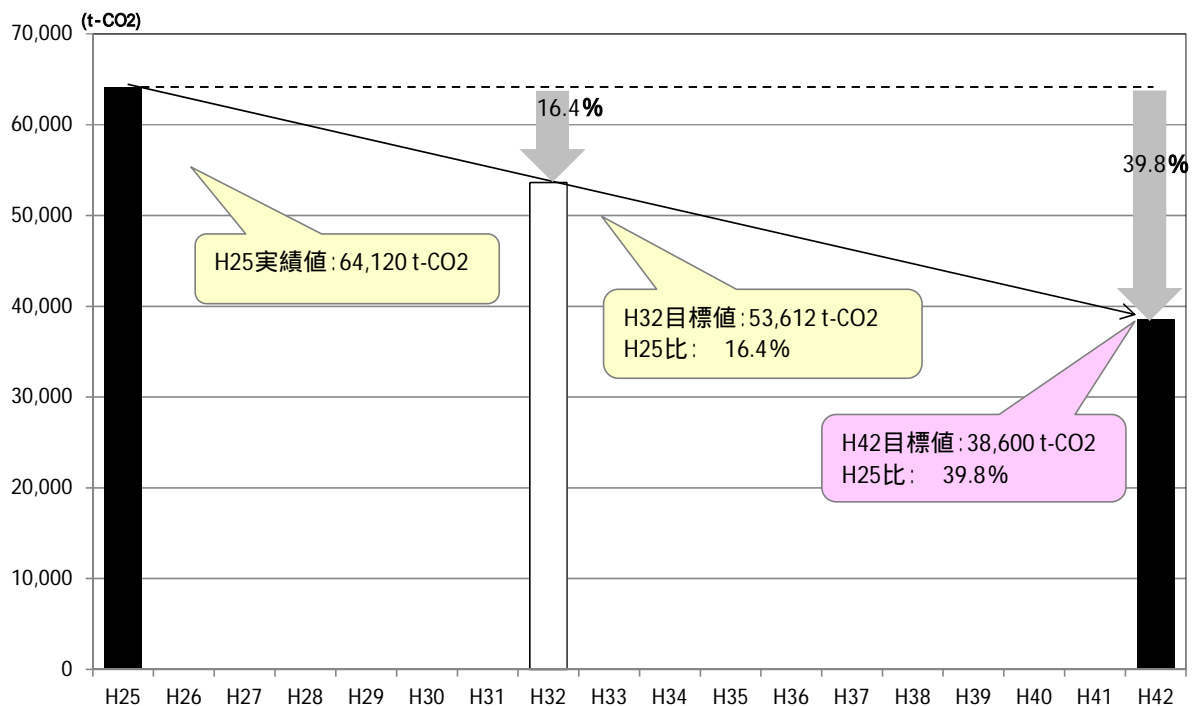


図3 県庁の温室効果ガス削減目標

## 取組内容

「目標」に定めた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、事務・事業の執行に際し、職員一人ひとりが常に環境配慮の意識を持ち、積極的に環境負荷の低減に取り組む必要があることから、次のとおり省エネルギー・省資源等に取り組むこととする。

なお、その実践方法は「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画の推進のための運営要領（エコプラン）」（以下「運営要領」という。）に定めるものとする。

### 1 省エネルギーの推進

- (1) 全庁をあげて環境に配慮した行動に取り組むため、毎週水曜日を「地球にやさしい行動の日」に設定し、「一斉消灯デー」（原則として午後6時以降は一斉消灯する）及び「ノーマイカーデー」（通勤時のマイカー使用及び出張時の公用車使用を控え、自転車や徒歩、公共交通機関への利用転換に努める）の取組の徹底を図る。
- (2) 部分点灯や冷暖房運転時の温度の適正管理の徹底に努めるとともに、省エネルギー効果の高い照明設備や空調設備等の導入に加え、県有建物の新築、改築、増築、改修時の省エネルギー対策に取り組む等、庁舎の電気・燃料使用量の削減に努める。
- (3) 公用車にはクリーンエネルギー自動車を積極的に導入するとともに、公用車の効率的利用及びエコドライブ（急発進・急停車をしない、不必要な荷物を積まない等）を徹底する等、公用車の燃料使用量の削減に努める。
- (4) 省エネルギー対策を一層徹底するため、体制の強化を図るとともに、特に電気使用量の多いパソコン等のOA機器及び照明に要する電気使用量の削減に取り組む。

## 2 省資源の推進

- ( 1 ) 物品やサービスを購入する際には、使用実態を踏まえ計画的に必要な最小限を購入する。また、「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品及びサービスを優先的に購入し、長期使用に努める。
- ( 2 ) 市町村又はリサイクル事業者によるリサイクルの方法に応じて分別収集を徹底する等、リサイクルを推進する他、執務室内の個人用ごみ箱を撤去する等、廃棄物の発生量を最小限にする。また、再使用可能な不要物品については県庁 L A N 等による情報提供を通じて再使用に努める。
- ( 3 ) 両面・集約印刷の徹底や県庁 L A N の活用等により、用紙類の使用量の削減に努める。

## 3 再生可能エネルギー等の導入

太陽光発電システム等の設備の導入等に努める。

## 4 適応策の実施

- ( 1 ) クールビズ、ウォームビズに積極的に取り組む。
- ( 2 ) 職員の健康管理や熱中症対策のため、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。
- ( 3 ) 朝型勤務など、多様な勤務形態を検討する。

## 5 県民・事業者等への協力要請

- ( 1 ) 指定管理者や県有施設に入居する団体等に対しては、所管する所属又は庁舎管理者が環境保全の取組への協力を要請する。
- ( 2 ) 来庁者に対し、自動車使用の自粛やアイドリングストップなど、環境保全の取組への協力を要請し、県民の環境保全意識の向上に努める。



# 計画の推進

## 1 推進体制

本計画の推進に当たっては、運営要領の定めるところにより、管理責任者（環境森林部長）が全庁的な取組状況の管理・指導等を行うとともに、各庁舎及び各所属においては環境保全推進員を中心に取り組むものとする。

## 2 研修

職員の環境保全に関する自覚や認識を維持・向上させるため、運営要領の定めるところにより、環境保全推進員研修及び職員研修を実施する。

## 3 点検・公表

本計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成状況を把握するため、定期的に点検を行うこととし、その結果については県庁ホームページ等で毎年度公表を行う。

## 4 その他

本計画に掲げる取組の進捗状況を把握し、職員へ周知するため、一斉消灯デーやノーマイカーデーの取組結果を掲示する等、省エネルギー及び省資源の取組に関する情報の共有に努める。

